

令和 7年度第 9号 答 申

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を一部開示した決定のうち、別表 2に掲げる「開示すべき情報」を不開示とした決定は妥当ではないので開示すべきであるが、その他の部分を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 5年10月19日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「要望等に係る確認通知書」（〇〇第〇号）を書くにあたり、〇〇課が持っている私のすべての情報

2 同月24日、実施機関は、法第83条第 2項の規定により、保有個人情報開示決定等の期間を延長することを決定し、審査請求人に保有個人情報開示決定等期限延長通知書を送付した。

3 同年11月29日、実施機関は、本件開示請求に対して、「要望等に係る確認通知書」（〇〇第〇号）を作成するにあたり、〇〇局〇〇課が保有している、審査請求人のすべての情報として、別表 1に掲げる保有個人情報（以下「本件各保有個人情報」という。）を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 法第78条第 1項第 2号に該当

開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。

(2) 法第78条第 1項第 3号に該当

法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるも

のであるため。

(3) 法第78条第 1項第 6号に該当

国の機関と地方公共団体の相互間における協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものであるため。

地方公共団体の内部における検討に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであるため。

(4) 法第78条第 1項第 7号に該当

地方公共団体が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。

- 4 令和 6年 3月 1日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち、一部を不開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論意見書、追加反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 黒塗りによって、文書の上と下が繋がらなくなり、読みにくくなる。整合性がなく、文書の全貌が見えてこず、本来文書をもって相手に伝えたい内容が、黒塗りが原因で伝わらなくなり、文書としての機能が十分働いていない。
- (2) すでに開示された〇〇第〇号（電話記録不存在）、第〇号（必須の説明等なし）によって条例違反が判明したという特殊性があるため、他にも何か不当違法があるか否かを確認する必要がある。
- (3) 〇〇第〇号によって判明した事実（弁護士が、審査請求人と〇〇課との認識の相違を知り、それを報告すると言いながら報告しなかったこと）は、信じられない。仮に弁護士が審査請求人の主張を〇〇課に報告して、真相

を追及したら、ネットでの公表がないかもしれない。これは、審査請求人にとってとても大事なことである。たとえ、ネット記事には名前が書かれていなくても、内容が通知書に書いてあるものと一緒であれば、自分のことだと分かり、当然傷つく、悲しくなる。黒塗りを開示することによって、弁護士の取った行動の理由について、ヒントが得られるかもしれない。

(4) 要望等記録制度運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）には、要望等記録兼報告書（以下「報告書」という。）について、「報告書は行政文書であり、情報公開の対象となります」と書いてあり、それは条例に規定する記録確認のことで、要望者が見たいと言ったら、速やかに当該記録を開示しなければならないだけでなく、要望者から訂正等を求めることもできるとのことである。しかし、以上の制度について、全く言われたことがなく何も知らない。よって、これは明らかに重大な条例違反である。せめて、相談内容、弁護士のアドバイス、〇〇課がどのように審査請求人のことを弁護士に伝えて、弁護士がどのように返事をしたかを知りたいが、これらの部分の黒塗りが多い。

(5) 名古屋市情報公開条例第 7 条は、非公開情報以外、公開請求があったときは、当該行政文書を公開しなければならないと定めているが、今回の黒塗りは、半分ぐらい占めて、十分な情報公開とは言えない。

(6) 弁明書には根拠のある事実を伴う弁明は一つもない。

ア 他者に関する情報について

(ア) 弁明書では、開示すると、審査請求人が当該他者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとして、当該他者の正当な権利利益を保護するため、不開示とすることを定めたと主張している。

(イ) しかし、〇〇課は以前に、〇〇さんが審査請求人の悪口を言っているという話を、審査請求人に伝えてきた。これは〇〇課から、他者の権利利益を侵害するおそれがない人間だと判断されているからだと思われる。実際に上記の悪口を聞かされてから今日に至るまで、相手に電話をかけたことも、会いに行ったこともない。

(ウ) 弁明書では、審査請求人が過去に関係者に押し掛けて苦情を申し立てた事実があると主張しているが、いつのことか。あまり古いことを持ち出すと、法律的に御法度であり、全く心当たりがない。

(エ) 個人の識別情報としては、具体的な個人名ではなく、内容から推知

しなければならない以上、容易に個人の特定に結び付くものではない。一定の人的関係から推知させることは、個人識別が困難であることを意味しているといえる。また関係者が少人数であるとする根拠も存在しないというべきである

(ウ) したがって、法第78条第 1項第 2号に該当するとした判断は違法である。

イ 関係機関の情報について

(ア) ○○課は審査請求人が関係機関とトラブルがあったと主張しているが、その関係機関とは、おそらく○○のことだと思われる。令和○年○月○日に○○で○○の仕事があり、○○に行く途中で、○○依頼者の○○に電話を掛け、○○依頼者は○○○○、○○がいないと困るので、着いてから呼んでほしいと伝えた。

(イ) しかし、着いた頃には相手の○○がもう終わっていた。○○されたか否か、電話の内容が伝わっていたかを受付に確認したところ、伝え忘れたようであったが、このことに対して怒っていない。

(ウ) その後、このことを○○課に報告したところ、本当に電話したのか証拠を見せるように言われたので、○○に問い合わせたところ、○○には、審査請求人が電話した記録及び電話の内容についての記録がないとのことであった。つまり○○は、○○課に提供できる情報がない、もしくはあったとしても何の根拠もないものだということを意味している。よって審査請求人は、関係機関とのトラブルを起こしておらず、事実反するものである。

(エ) また、仮にトラブルがあったとしても過去のトラブルだけでは開示によって、権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認定することはできないというべきである。開示によって具体的に、どのような正当な利益が害されるのか明らかにしていない。過去のトラブルだけでは、現在、正当な利益が害されると評価できないものである。

(オ) 弁明書では、実施機関が関係機関に要請し、任意で提供を受けた情報であることを指摘するが「開示しないとの条件」があったか否か明らかにしていない。これは、実施機関が、「開示しないとの条件」で提供を受けたわけではないことを意味すると考えられる。

(カ) したがって、法第78条第 1項第 3号に該当するとした判断は違法である。

ウ コンプライアンス・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の相談結果について

(ア) 弁明書には、開示すると、審査請求人が真偽を確かめるために他者を不当に追及する可能性を指摘するが、そのような可能性は漠然としており、根拠に乏しいというべきである。

(イ) 「審査請求人が関係者に押し掛けて苦情を申し立てた事案がある」としているが、事実と反するものである。実際に、アドバイザーが約束を守らなかったことを知っても何も行動しなかった。過去に不当に責め立てたことも中傷したこともなかった。

(ウ) アドバイザーは、弁護士であり法律の専門家である以上、審査請求人の行動で、その助言内容が変わることがない。またそのこと自体理解しているので、不当に責め立てたり、中傷するつもりはなく、その可能性は低いといえる。

(エ) また、弁護士の法律相談内容については、個人の相談者については守秘義務により外部に開示しないことを予定しているが、行政機関について個人と同様に秘密にすべきではなく、むしろ公益的な内容として開示すべきものである。よって、外部に開示しないことを予定しているものではないというべきである。

(オ) 実施機関は、アドバイザーとの信頼関係についても言及しているが、法律の専門家である弁護士が、法律的な回答について秘密にする利益はなく、開示したとしても、信頼関係を損なうというものではないというべきである。

(カ) 以上のことから、法第78条第 1項第 6号及び同項第 7号に該当しないというべきである。

(キ) なお、アドバイザーとの相談内容は、法的な助言、アドバイスであるから、他者の利益とは直接関係するものではなく、法第78条第 1項第 2号とは直接関係しないというべきである。

エ 実施機関と〇〇省との間の協議に関する情報について

(ア) ○○省が事業運営にあたり実施機関と協議した内容は、公益的な事業の運営に関する意見交換であり、公益に関する事項であるから、外部に開示しない利益は高くないものである。

(イ) また、弁明書で触れているのは、過去に審査請求人が公文書の修正について○○省に連絡した件だと思われる。○○課に対してミス指摘したが修正しなかったものを、○○省に問い合わせたものである。

(ウ) 情報を開示することにより、○○省との信頼が損なわれるのは○○課の方であり、審査請求人が○○省に対して不当な追及を行う蓋然性は高くないものである。

(エ) よって、比較衡量の結果としては、情報開示の利益が優先することは明らかである。

オ 実施機関の事務遂行情報について

(ア) 弁明書では、実施機関の審査請求人の評価等の人事管理に係る事務に類する情報が記載されていることを根拠に法第78条第1項第7号の該当性を主張しているが、法が直接適用され、個人情報として人事評価に関する情報は開示しなければならないのが原則である。しかも不当要望とされた案件は人事評価が対象となったものではないことから、審査請求人が、実施機関の人事評価に対して不当な追及を行う蓋然性は高くない。

(イ) また、単なる苦情の申立てが行われたとしても実施機関の業務運営に支障があるとも言えない。よって実施機関について法的保護に値する蓋然性をもって、実質、具体的に業務の遂行に支障があるとは言えないことは明らかである。

(ウ) また、開示文書の中に「今後、○○局として要望者からの○○事業についての要望を一律受け付けない方針で対応したいと考えているがいかがか。」と書かれていたが、こうした発言は条例違反だけでなく、民主主義に対する冒とくであり、法にも抵触するおそれがあると言わざるを得ない。不開示部分にもさらなる不当、不法の記載がある可能性があるため、不開示部分の開示を求める。

(7) 追加弁明書について

ア 実施機関と○○省との協議に関する情報は、当初弁明書では、法第78

条第 1 項第 6 号に該当するかのみ判断していたが、口頭での意見陳述において同号の主張に対する反論をしてから 1 カ月も経過するなど相当に遅れて、同項第 7 号の主張を追加している。

イ 本来、口頭での意見陳述の前に提出する弁明書の段階で全ての主張をすべきであり、不意打ちとなる追加の主張を行うことは時期に遅れた攻撃防御というべきで認めるべきではない。

ウ もし、このような追加をした場合、個人情報保護審議会の口頭での意見陳述の機会がなく書面でのみ主張を繰り返し行うことになり、法が定めた口頭主義による意見陳述の手続きを否定するものになり不当といえることから、追加の弁明書自体、審査すべきではない。

(8) 追加弁明書への反論

ア 追加弁明書では、〇〇事業（以下「〇〇事業」という。）を運用するにあたって、実施機関が〇〇省と協議した内容が、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当すると主張しているが、実施機関も〇〇省もともに行政機関であり、その協議の内容が開示されることで信頼関係が破壊されるということは通常考えられず、その範囲は限定的に考えなければならない。

イ 〇〇事業を運用するという事実は公的な内容であり、協議の内容も公的なものと考えられるので、外部に開示されることは想定された協議といえる。このような公的な運営方針等について開示されなければ、開示によって行政のチェックを行うという法の趣旨に反する結果となる。

ウ そもそも、実施機関である〇〇課と〇〇が協議するというが、〇〇省から〇〇課へは一方向的な指示があるだけであり、同号にいう「協議」には該当しないと考えるべきである。

エ また審査請求人が、協議の内容の真偽を確かめるために〇〇省を不当に追及する可能性を指摘するが、そのような可能性は漠然としており、根拠に乏しいというべきである。

オ 実際に当初弁明書には、実施機関と〇〇省との協議の内容について同号に該当するという主張はなく、行政機関に不利益があると主張していなかったことは、その不利益を失念する程度のものであり、そのような不利益自体が根拠の乏しいものであったことを裏付けるものといえる。

カ 以上からすれば、内容面から考えても同号に該当すると判断すべきではないことは明らかである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関が弁明書及び追加弁明書で主張している弁明は、おおむね次のとおりである。

1 実施機関においては、名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成26年名古屋市条例第45号。以下「条例」という。）の下、業務を行っており、本件開示請求にかかる情報は、審査請求人の要望等が条例第 2 条第 4号に規定する「不当要望等」及び同条第 5号に規定する「行政対象暴力」に該当することを審査請求人に通知する文書である確認通知書を作成するにあたり、実施機関が所有する審査請求人に関するすべての情報である。

2 本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の者（以下「他者」という。）に関する情報や関係機関の情報、実施機関の事務遂行情報、実施機関と〇〇省との間の協議に関する情報、条例第13条で規定するアドバイザーへの相談結果が含まれている。このような文書の性格に鑑み、個々の個人情報の開示・不開示について以下のような判断を行った。

(1) 法第78条第 1項第 2号該当性について

ア 本号は、他者の個人に関する情報については、開示請求者と他者との関係において、開示することにより、当該他者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該他者の正当な権利利益を保護するため、不開示とすることを定めたものである。

イ 本件開示請求に係る保有個人情報には、審査請求人と他者個人とのやり取り等が記載されているところ、そこに記載されている審査請求人の言動や様子は、審査請求人と一定の人的関係を有していた人物のみが知り得たものであることから、その内容それ自体に当該他者を識別又は特定できる情報が含まれている。

ウ これに、本件の関係者が少数であることなどを併せ考慮すると、これらの情報と本件開示請求に係る保有個人情報に記載された内容を照らし合わせることで、他者個人が特定される可能性は高いものといえることができる。

エ したがって、本件開示請求に係る保有個人情報に記載された他者に関する情報は、法第78条第 1項第 2号に該当するものといえるべきである。

オ また、アドバイザーに相談を行うことは、審査請求人が行った行為が不当要望等や行政対象暴力に該当するか否か助言を得るための制度であるから、当該他者に係る情報を開示した場合、審査請求人が、当該他者が報告した審査請求人とのやり取り等について、その真偽や詳細等を確かめるため、当該他者に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがあるといえる。

カ さらに、本件においては、審査請求人が、過去に関係者に押し掛けて苦情を申し立てた事実がある。そうすると、本件においては、他者に係る個人情報を開示した場合、当該情報について、その真偽や詳細等を確かめるため、当該他者に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれが一定程度具体化しているといえる。

キ したがって、以上のことから、本件開示請求に係る保有個人情報に記載された他者に関する情報については、当該情報を開示することにより、法的保護に値する程度の蓋然性をもって客観的に個人の正当な利益を害すると認められ、当該部分は、法第78条第1項第2号に該当すると認められる。

(2) 法第78条第1項第3号該当性について

ア 本号は、法人等又は個人事業者の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、開示することによって、当該法人等又は個人事業者にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については不開示とすることを定めたものである。

イ 本件開示請求に係る保有個人情報には、実施機関が開示しないとの条件で関係機関から任意で提供を受けた情報や関係機関とのトラブルに関する情報が記載されている。

ウ 任意で提供を受けた情報については、実施機関から審査請求人の問題行動についての詳細を確かめるために関係機関に要請し、得た情報であるため、法第78条第1項第3号の「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないとされているもの」に該当する。

エ また、関係機関とのトラブルに関する情報については、関係機関が実施機関に報告したその内容について、審査請求人が当該関係機関に苦情を申し立てること等が考えられることから、関係機関の活動に支障を及

ばすおそれがあるため、当該情報は、法第78条第 1項第 3号の「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するといえる。

オ さらに、本件においては、審査請求人は、過去に関係機関とトラブルを起こしており、実際に関係機関が不利益を被った事実があるため、当該情報を開示することにより、法的保護に値する程度の蓋然性をもって正当な利益を害すると認められ、当該部分は、法第78条第 1項第 3号に該当すると認められる。

(3) 法第78条第 1項第 6号該当性について

ア 本号は、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を開示することによる利益と比較衡量し、なお意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を不開示とすることを定めたものである。

イ 本件開示請求に係る保有個人情報には、実施機関と〇〇省との間の協議に関する情報やアドバイザーへの相談結果に関する情報が記載されている。

ウ 初めに、実施機関と〇〇省との間の協議に関する情報には、〇〇事業を運用するにあたって〇〇省と実施機関が協議した内容が記載されている。

エ 実施機関が〇〇省と協議を行うにあたっては、〇〇省との信頼関係により、外部に開示しないことを前提にしているからこそ、率直な意見の交換ができるものである。

オ 当該情報を開示した場合、審査請求人がその内容についての真偽や詳細を確かめるため、〇〇省に対して不当に迫及することが考えられる。その結果、〇〇省との信頼関係が損なわれ、〇〇省は実施機関との協議に消極的になることが考えられることから、今後、実施機関と〇〇省との間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれもしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるといえる。

カ したがって、以上のことから当該情報は、法第78条第 1項第 6号、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるお

それがあるものに該当すると認められる。

キ 次に、アドバイザーの相談結果に関する情報は、審査請求人への今後の対応について等アドバイザーの助言内容に関する情報が含まれている。

ク 実施機関がアドバイザーに相談するにあたっては、アドバイザーとの信頼関係により、外部に開示されないことを前提にしているからこそ、率直な意見交換ができるものである。

ケ アドバイザーに相談を行うことは、審査請求人が行った行為が不当要望等や行政対象暴力に該当するか否か助言を得るための制度であるから、当該情報を開示した場合、不当要望等及び行政対象暴力を行ったとされた審査請求人がアドバイザーに対し、その助言内容について不当に責め立てることやアドバイザーを中傷するなどすることが考えられる。

コ その結果、アドバイザーは今後、実施機関に対して率直な意見ができなくなり、アドバイザーとの率直な意見の交換が損なわれ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると言える。

サ 将来予定されている同種の相談業務においても審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、当該情報は、法第78条第1項第6号に該当すると認められる。

(4) 法第78条第1項第7号該当性について

ア 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示とすることを定めたものである。

イ 本件開示請求に係る保有個人情報には、実施機関の事務遂行情報やアドバイザーへの相談結果の情報、実施機関と〇〇省との間の協議に関する情報が記載されている。

ウ 実施機関の事務遂行情報には、審査請求人への対応方針や実施機関の審査請求人に対する評価等人事管理に係る事務に類する情報が記載されており、当該情報を開示することにより、審査請求人がその内容について実施機関に対し不当に追及をし、苦情を申し立てる等することが考えられる。

エ さらに、本件においては、審査請求人が、実施機関に対して不当要望等及び行政対象暴力を行ったとした事実がある。そうすると、本件においては、当該情報を開示した場合、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある程度具体化しているといえる。

オ したがって、以上のことから、本件開示請求に係る保有個人情報に記載された実施機関の事務遂行情報については、当該情報を開示することにより、法的保護に値する程度の蓋然性をもって実質的・具体的に当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当すると認められる。

カ また、アドバイザーへの相談結果に関する情報については、上記(3)でも言及したとおり、アドバイザーの助言内容が記載されており、実施機関がアドバイザーに相談するにあたっては、アドバイザーとの信頼関係により、外部に開示されないことを前提にしているからこそ、アドバイザーは率直な助言ができるものである。

キ アドバイザーに相談を行うことは、審査請求人が行った行為が不当要望や行政対象暴力に該当するか否か助言を得るための制度であるから、当該情報を開示した場合、不当要望及び行政対象暴力を行ったとされた審査請求人がアドバイザーに対し、その助言内容について苦情を申し立てることやアドバイザーを中傷するなどすることなどが考えられる。その結果、アドバイザーは今後、実施機関に対して助言をすることに慎重になり、実施機関は適切な助言を受けることができなくなることが考えられ、アドバイザーの相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明白である。今後、同種の相談業務を実施することが困難となると言わざるを得ない。

ク したがって、以上のことから、本件開示請求に係る保有個人情報に記載されたアドバイザーへの相談結果の情報については、法第78条第1項第7号に該当すると認められる。

ケ さらに、実施機関と〇〇省との間の協議に関する情報には、〇〇事業を運用するにあたって〇〇省と実施機関が協議した内容が記載されている。

コ 実施機関が〇〇省と協議を行うにあたっては、〇〇省との信頼関係に

より、外部に開示しないことを前提にしているからこそ、率直な意見の交換ができるものである。

サ 当該情報を開示した場合、審査請求人がその内容についての真偽や詳細を確かめるため、〇〇省に対して不当に追及することが考えられる。その結果、〇〇省との信頼関係が損なわれ、今後、実施機関と〇〇省との間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

シ その結果、実施機関は適切な助言を受けることができなくなり、〇〇事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ス したがって、以上のことから、本件開示請求に係る保有個人情報に記載された実施機関と〇〇省との間の協議に関する情報については、法第78条第1項第7号に該当すると認められる。

第5 審議会の判断

1 争点

以下の4点が争点となっている。

- (1) 本件保有個人情報①、③、⑤、⑥及び⑦のうち、コンプライアンス・アドバイザー依頼票（以下「相談依頼票」という。）、報告書及び対応経緯詳細に記載された、実施機関が開示とした開示請求者以外の者に関する情報（以下「他者情報」という。）が、法第78条第1項第2号に該当するか否か（以下「争点1」という。）。
- (2) 本件保有個人情報①、③、⑤、⑥及び⑦のうち、相談依頼票及び対応経緯詳細に記載された、実施機関が開示とした関係機関の情報（以下「法人等情報」という。）が、法第78条第1項第3号に該当するか否か（以下「争点2」という。）。
- (3) 本件保有個人情報①及び③のうち、対応経緯詳細に記載された、実施機関が開示とした実施機関と〇〇省との間の協議に関する情報（以下「〇〇省情報」という。）及び本件保有個人情報②、④、⑤、⑥及び⑦のうち、コンプライアンス・アドバイザー相談結果について（以下「相談結果」という。）に記載された、実施機関が開示としたアドバイザーからの回答（以下「アドバイザー回答情報」という。）が、法第78条第1項第6号及び同項第7号に該当するか否か（以下「争点3」という。）。
- (4) 本件各保有個人情報のうち、相談依頼票、報告書及び相談結果に記載さ

れた、実施機関が不開示とした実施機関の審査請求人への対応方針及び審査請求人に対する評価等人事管理に係る事務に類する情報（以下「対応方針・評価等情報」という。）が、法第78条第1項第7号に該当するか否か（以下「争点4」という。）。

2 法の趣旨等

法の目的は、第1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

3 不開示理由の追加について

実施機関は、本件審査請求の諮問後に不開示理由の追加を行ったが、当審議会としては、このような理由の追加が認められるか否かについて、次のとおり判断する。

法が不開示理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、開示しない理由を処分相手方に知らせることにより、その審査請求に便宜を図るためであると解される。不開示理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、審査請求の諮問後の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、不開示理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審議会において、新たに追加された不開示理由について審議することができないとすると、当審議会より答申を受けた実施機関が、その新たな不開示理由により再び一部開示決定を行う可能性も否定できず、本件審査請求に対する迅速な決定を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は追加した不開示理由を記載した追加弁明書を当審議会に提出し、当審議会は審査請求人に対して当該追加弁明書の写しを送付するとともにそれに対する反論の機会を設けた。

以上のことから、当審議会としては、追加された不開示理由も含めて本件審査請求の審議を行うものである。

4 要望等記録制度について

(1) 条例において定められた制度であり、職員が外部からの要望等を受けたときは、誠実かつ公正に対応するとともに、不当要望等及び行政対象暴力に対し毅然と対応することを職員の責務として定めており、組織として適切に対応していくために、要望等については、原則としてすべて記録することとされている。

(2) 要望等を受けた職員は、聞き取った要望等について、報告書を作成した後、上司へ報告し、組織としての対応方針を決定し、要望等に対応するものとされている。不当要望等又は行政対象暴力と思料される場合には、組織的に冷静かつ丁寧な対応をすることが求められており、当該対応を行ってもなお、不当な要望等を取り下げないときはアドバイザーの助言を受けた上で、要望等の所管部署において、要望者に対し、当該要望を取り下げなければ公表する旨を通知するとともに、要望等を取り下げる機会があることを通知することとされている。なお、行政対象暴力に該当する場合は、公表する旨だけを通知することとされている。

(3) 要望等への対応が終了した場合は、報告書を完結し、各所属で保存するとともに、名古屋市職員倫理審査会の審査に付された後、不当要望等及び行政対象暴力の概要、対応結果を公表することとされている。

5 審査請求人に係る対応について

(1) 令和〇年〇月〇日、審査請求人は〇〇要綱に基づく〇〇として依頼を受け、〇〇を実施する予定であったが、審査請求人が待ち合わせ場所に到着した際には、〇〇の依頼人は既に〇〇を済ませており、〇〇業務を行わなかった。

(2) 同日、審査請求人から実施機関に対し、〇〇依頼に係る交通費等の要望が電話であり、その後約〇か月にわたり実施機関に対し、電話及びFAXによる要望等が継続したことから、実施機関は、アドバイザーの助言を受けた上で、審査請求人の要望及び言動等が不当要望等及び行政対象暴力に該当すると判断し、確認通知書の送付により審査請求人に通知した。

(3) 確認通知書には、当該要望等を取り下げる場合は実施機関へ連絡すること、当該要望等の取り下げ以外の場合の連絡先として、アドバイザーの連絡先が記載されていた。

(4) 審査請求人は、確認通知書の受領後、アドバイザーに電話で連絡をしたが、実施機関へ連絡をしなかったため、実施機関は、当該要望等は取り下げられなかったと判断し、市公式ウェブサイトには要望等の概要を掲載した。

6 本件各保有個人情報について

(1) 本件保有個人情報①～④について

ア 本件保有個人情報①～④は、上記 5(2) において、実施機関が確認通

知書を作成するにあたり実施した、アドバイザーへの相談（以下「アドバイザー相談」という。）にかかる文書である。

イ 運用マニュアルにおいては、アドバイザー相談の手順として、各所属において相談依頼票を作成し、報告書の写しと合わせて、各局区室人事担当課を通じて制度所管課へ相談依頼票が提出されるものとされており、アドバイザー相談の実施後は、各局区室人事担当課から制度所管課あてに相談結果を報告するものとされている。

ウ 実施機関は、令和〇年〇月〇日及び〇年〇月〇日に、アドバイザー相談を実施しており、本件保有個人情報①及び③は各実施日における相談依頼票の提出にかかる決裁文書であり、相談依頼票のほか、報告書の写し、対応経緯詳細、確認通知書案等が含まれている。

エ 本件保有個人情報②及び④は、各実施日における相談結果の報告にかかる決裁文書であり、相談結果のほか、確認通知書案が含まれている。

(2) 本件保有個人情報⑤について

本件保有個人情報⑤は、上記 5(2) の、審査請求人への確認通知書送付にかかる決裁文書であり、確認通知書案のほか、関係課ごとに作成した報告書の写し、相談結果等が含まれている。

(3) 本件保有個人情報⑥について

本件保有個人情報⑥は、条例において規定された、任命権者への報告書の提出にかかる決裁文書であり、名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成26年名古屋市規則第 104号。以下「規則」という。）においては、任命権者に提出しようとするときは、あらかじめ、報告書に要望等への対応に関する方針を記載するものとするとして規定されており、関係課ごとに作成した報告書のほか、相談結果が含まれている。

(4) 本件保有個人情報⑦について

本件保有個人情報⑦は、要望等への対応終了後、報告書を完結するための決裁文書である。規則において、要望等への対応が終了したときは、報告書に当該対応の結果を記載するものと規定されており、運用マニュアルにおいては、要望等への対応が終了した場合は、報告書を完結し、各所属において保存するものとされており、報告書のほか、確認通知書、相談結果、相談依頼票等が含まれている。

7 争点 1について

(1) 法第78条第 1項第 2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することとなるものを含む。）若しくは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるときは、不開示とすることを定めたものである。

(2) 実施機関は、他者情報は、審査請求人と他者個人とのやり取り等が記載されており、その記載内容等から、他の情報と照合することにより、当該他者を識別又は特定できる情報であるため、法第78条第 1項第 2号に該当すると主張しているので、この点について以下で検討する。

ア 他者情報には、実施機関が、要望等記録制度に沿って審査請求人への対応を検討する過程で、他者から聞き取りを行った内容等が記載されており、審査請求人以外の他者と審査請求人との個別具体的なやりとり等の内容や、個人の内心にかかる情報が含まれている。

イ 他者情報には、審査請求人と一定の人的関係を有していた人物しか知り得ない情報が含まれており、関係者が少数であることなどを考慮すると、当該情報と審査請求人が持ち得る情報を照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性があるといえる。

ウ また、仮に特定の個人の識別にまで至らなくとも、不開示部分を開示することにより、絞り込みを容易にすることは明らかであり、他者情報の情報内容に照らし、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(3) したがって、他者情報は、法第78条第 1項第 2号に該当すると認められる。

8 争点 2について

(1) 法第78条第 1項第 3号は、法人その他の団体に関する情報であつて、行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものにつき、法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを不開示とする旨を規定している。

(2) 同号の該当性の判断にあたっては、単に開示しないとの条件で任意に提供された情報であることのみでは足りず、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮し、開示しないとの条件を付することが合理的であると認められる必要があることから、この点につき以下で検討する。

ア 法人等情報は、〇〇事業を実施する上で関係する法人等から、審査請求人に開示しないとの条件で、実施機関が当該法人等から任意で提供を受けた情報であり、審査請求人と当該法人等とのトラブルにかかる情報や、当該法人等の審査請求人に対する対応方針が含まれている。

イ 仮に審査請求人が法人等情報を知り得た場合、審査請求人が当該法人等に対し、当該情報について問い合わせるなど、当該法人等の事業に支障をきたすおそれがあることから、当該法人等は、審査請求人に開示しないことを条件に、実施機関に任意で情報提供したものであると認められる。

ウ 一方で、情報提供を受ける側である実施機関からすると、〇〇事業を実施する上で、当該法人等からの情報提供が重要であること、またこの情報提供があくまでも当該法人等の任意の協力に基づいて行われたものであるため、開示することにより、実施機関と当該法人等との信頼関係が損なわれ、当該法人等から情報提供を受けられなくなると、今後、〇〇事業の遂行に支障をきたすおそれがあると認められる。

エ 上記のことから、当該法人等から法人等情報の提供を受けるに当たり、審査請求人に開示しないとの条件を付したことには、合理性があると認められる。

(3) したがって、法人等情報は、法第78条第 1項第 3号に該当すると認められる。

9 争点 3について

(1) 法第78条第 1項第 7号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められるときは、不開示とすることを定めたものである。

(2) 実施機関は、〇〇省情報及びアドバイザー回答情報は、本市が行う事務

に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法第78条第1項第7号に該当すると主張しているので、この点について以下で検討する。

(3) ○○省情報について

ア 実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。

(ア) ○○省情報には、○○事業を運用するにあたって、事業の所管省庁である○○省と実施機関が協議した内容が記載されており、事業運用における審査請求人への対応についての情報共有等を行った際の発言の一部が記載されている。

(イ) ○○省と実施機関は、○○事業運営にかかる補助金や実施内容について、定期的・継続的に検討・協議を行っており、○○省情報が開示されることにより、○○省との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後適切な助言を受けることができなくなり、○○事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ ○○省情報は、○○事業の運用にあたり、○○省との間で行った意見交換の内容であるから、本市が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

ウ ○○省情報は、○○省との信頼関係に基づき、外部の者に明らかにしない前提で意見交換を行った際の、審査請求人に対する評価等に関する発言であることから、開示することにより、実施機関と○○省との信頼関係が損なわれ、今後率直な意見の交換や、適切な助言を受けることができなくなり、○○事業だけでなく、今後、実施機関の行う事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、○○省情報は、法第78条第1項第7号に該当すると認められる。

オ なお、実施機関は○○省情報について、法第78条第1項第6号該当性についても主張しているが、当該情報は上記エで判断したように、同項第7号に該当すると認められるので、同項第6号の該当性については、判断しない。

(6) アドバイザー回答情報について

ア 実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。

(ア) アドバイザー回答情報には、実施機関が審査請求人への対応を検討する過程で、アドバイザー相談を実施した際のアドバイザーからの回答が記載されている。

(イ) アドバイザー相談は、審査請求人の行為が不当要望等や行政対象暴力に該当するか否かの助言を得るための制度であり、開示することにより、審査請求人がアドバイザーに対し、苦情を申し立てたり中傷するなどすることが考えられ、その結果、アドバイザーが今後、実施機関に対して助言をすることに慎重になり、実施機関は適切な助言を受けることができなくなり、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ アドバイザー回答情報は、上記 5(2) において、実施機関が審査請求人への対応を検討するにあたり、アドバイザー相談を実施した際のアドバイザーからの回答であるから、本市が行う事務に関する情報に該当する。

ウ アドバイザー回答情報には、確認通知書により、審査請求人に通知されている情報や、既に開示されている情報と照合すると、審査請求人が了知していると推認できる情報（以下「本件了知情報」という。）も含まれている。本件了知情報は、既に審査請求人が了知している情報という性格からすると、開示したとしても、審査請求人がアドバイザーに対し、苦情を申し立てたり中傷する可能性があるとは言えず、アドバイザー相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

エ 一方で、アドバイザー回答情報のうち、本件了知情報以外の部分については、アドバイザーの、不当要望等及び行政対象暴力の判断にかかる見解や、今後の対応方針等の情報が記載されており、審査請求人は不当要望等と判断され、市公式ウェブサイトに掲載されたことは不当であると主張していることを勘案すると、これらを開示することにより、アドバイザーに対して苦情等が繰り返される可能性もあり、その結果、アドバイザーが今後、実施機関に対して助言をすることに慎重になり、実施機関は適切な助言を受けられなくなり、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ 加えて、アドバイザー回答情報のうち、アドバイザーの判断にかかる見解については、開示されることにより、不当要望等及び行政対象暴力の判断について、アドバイザーの見解や着眼点が知られる可能性があり、

今後同種の事案において、自己に不利な判断をされることを免れる措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねないとも考えられ、要望等記録制度の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

カ したがって、アドバイザー回答情報のうち、本件了知情報以外の部分については、法第78条第1項第7号に該当すると認められるが、本件了知情報については該当すると認められない。

キ 次に、実施機関は、アドバイザー回答情報については、法第78条第1項第6号にも該当すると主張しているが、当該情報の不開示妥当性については上記カにおいて判断したとおりであるから、同項第7号に該当すると認められる部分については、当審議会では重ねて判断せず、同号に該当しないと判断し、本件了知情報について以下で検討する。

(ア) 法第78条第1項第6号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものであると認められるときは、不開示とすることを定めたものである。

(イ) 実施機関は、アドバイザー回答情報について、アドバイザーに相談を行うことは、審査請求人の行為が不当要望や行政対象暴力に該当するか否かの助言を得るための制度であり、開示することにより、審査請求人がアドバイザーに対し、苦情を申し立てたり中傷するなどすることが考えられ、その結果、アドバイザーは今後、実施機関に対して率直な意見ができなくなり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、将来予定されている同種の相談業務においても審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると主張している。

(ウ) しかしながら、本件了知情報は、既に審査請求人が了知している情報という性格からすると、開示したとしても、審査請求人がアドバイザーに対し、苦情を申し立てたり中傷する可能性があるとは言えず、意思決定の中立性が損なわれるおそれや、将来予定されている同種の相談業務における審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認められない。

(エ) したがって、本件了知情報については、法第78条第 1項第 6号にも該当すると認められない。

ク 以上のことから、アドバイザー回答情報のうち、本件了知情報である、別表 2に掲げる「開示すべき情報」以外の部分は法第78条第 1項第 7号に該当すると認められるが、別表 2に掲げる「開示すべき情報」は、同号及び同項第 6号に該当するとは認められないため、開示すべきである。

10 争点 4について

(1) 実施機関は、対応方針・評価等情報は、実施機関の審査請求人への対応方針及び審査請求人に対する評価等人事管理に係る事務に類する情報であり、開示することにより、審査請求人がその内容について実施機関に対し不当に追及をし、苦情を申し立てる等することが考えられ、実施機関の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法第78条第 1項第 7号に該当すると主張しているので、この点について以下で検討する。

ア 対応方針・評価等情報は、実施機関が、審査請求人への対応を検討する過程で、対応等について実施機関内部で検討した内容及びアドバイザーへ相談した内容であるから、本市が行う事務又は事業に関する情報に該当する。

イ 対応方針・評価等情報は、審査請求人への対応を検討する中間的な過程における対応方針及び審査請求人に対する評価等の情報であり、最終的な意思決定の前段階の情報が含まれていることから、開示することにより、最終的な対応等について審査請求人の誤解を招くおそれがあり、審査請求人から実施機関に対し、対応についての追及や苦情申し立てが行われる可能性がある。その結果として今後、実施機関において、要望等記録制度における要望者への対応の検討又は〇〇事業の運用にかかる〇〇等への対応の検討を行う際に、開示を前提とするがゆえに、職員が率直な意見交換を行うことを躊躇するおそれがあると認められる。

ウ 加えて、審査請求人に対する対応方針の検討の内容を開示すると、実施機関の評価の着眼点及び手法が審査請求人に知られる可能性があり、今後同種の事案において、自己に不利な判断をされることを免れる措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねないとも考えられる。

エ よって、対応方針・評価等情報は、開示することにより要望等記録制度及び〇〇事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(2) したがって、対応方針・評価等情報は、法第78条第 1項第 7号に該当すると認められる。

11 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

12 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 3月21日	本件審査請求に係る諮問書の受理
4月22日	本件審査請求に係る弁明書の受理
6月17日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 7年 4月28日 (令和 7年度第 1回)	調査審議
5月30日 (令和 7年度第 2回)	調査審議
6月30日 (令和 7年度第 3回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
7月25日 (令和 7年度第 4回)	調査審議
8月 8日	本件審査請求に係る追加弁明書の受理
9月 3日	本件審査請求に係る追加反論意見書の受理
9月19日 (令和 7年度第 6回)	調査審議
10月24日 (令和 7年度第 7回)	調査審議
11月21日	答申

別表 1 本件各保有個人情報

本件各保有個人情報	構成する文書名
「コンプライアンス・アドバイザー依頼票」 決裁（〇.〇.〇施行） 写し（以下「本件保有個人情報①」という。）	コンプライアンス・アドバイザー依頼票
	要望等記録兼報告書【別紙 1】
	対応経緯詳細【別紙 2】
「コンプライアンス・アドバイザー相談結果について」 決裁（〇.〇.〇施行） 写し（以下「本件保有個人情報②」とい	コンプライアンス・アドバイザー相談結果について
「コンプライアンス・アドバイザー依頼票」 決裁（〇.〇.〇施行） 写し（以下「本件保有個人情報③」という。）	コンプライアンス・アドバイザー依頼票
	要望等記録兼報告書【別紙 1】
	対応経緯詳細【別紙 2】
「コンプライアンス・アドバイザー相談結果について」 決裁（〇.〇.〇施行） 写し（以下「本件保有個人情報④」という。）	コンプライアンス・アドバイザー相談結果について
「要望等に係る確認通知書について」 決裁写し（以下「本件保有個人情報⑤」という。）	要望等記録兼報告書（〇〇課）（〇〇課）（〇〇課）
	対応経緯詳細【別紙】
	コンプライアンス・アドバイザー相談結果について
「要望等記録制度（不当要望及び行政対象暴力）について」 決裁写し（以下「本件保有個人情報⑥」という。）	要望等記録兼報告書（〇〇課）（〇〇課）（〇〇課）
	対応経緯詳細【別紙】
	コンプライアンス・アドバイザー相談結果について
「要望等記録兼報告書」 決裁写し（以下「本件保有個人情報⑦」という。）	要望等記録兼報告書
	対応経緯詳細【別紙】
	コンプライアンス・アドバイザー相談結果について（〇.〇.〇施行分）
	コンプライアンス・アドバイザー依頼票（〇.〇.〇施行分）

	コンプライアンス・アドバイザー相談結果 について (〇.〇.〇施行分)
	コンプライアンス・アドバイザー依頼票 (〇.〇.〇施行分)

別表 2

本件各保有個人情報の名称		開示すべき情報
本件保有 個人情報 ②	コンプライアンス・ アドバイザー相談結 果について	内容の欄【〇〇弁護士より】の項 1行目17文字目から 2行目 2文字目ま で、3行目 6文字目から18文字目まで、 6行目 4文字目から 7行目15文字目ま で、 8行目 8文字目から 9行目 5文字 目まで
本件保有 個人情報 ④	コンプライアンス・ アドバイザー相談結 果について	内容の欄【相談結果】の項 1行目、 3行目27文字目から 4行目19 文字目まで、 4行目32文字目から10行 目まで
本件保有 個人情報 ⑤	コンプライアンス・ アドバイザー相談結 果について	内容の欄【相談結果】の項 1行目、 3行目27文字目から 4行目19 文字目まで、 4行目32文字目から10行 目まで
本件保有 個人情報 ⑥	コンプライアンス・ アドバイザー相談結 果について	内容の欄【相談結果】の項 1行目、 3行目27文字目から 4行目19 文字目まで、 4行目32文字目から10行 目まで
本件保有 個人情報 ⑦	コンプライアンス・ アドバイザー相談結 果について（〇.〇. 〇施行分）	内容の欄【相談結果】の項 1行目、 3行目27文字目から 4行目19 文字目まで、 4行目32文字目から10行 目まで
	コンプライアンス・ アドバイザー相談結 果について（〇.〇. 〇施行分）	内容の欄【〇〇弁護士より】の項 1行目17文字目から 2行目 2文字目ま で、3行目 6文字目から18文字目まで、 6行目 4文字目から 7行目15文字目ま で、 8行目 8文字目から 9行目 5文字 目まで